

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月8日

【会社名】 日本山村硝子株式会社

【英訳名】 Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西向島町15番1

【電話番号】 (06)4300-6000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 佐貫 正義

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階
(東京本社)

【電話番号】 (03)3349-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 三室 達矢

【縦覧に供する場所】 日本山村硝子株式会社 東京本社
(東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
2023年8月7日

(2) 当該事象の内容
当社は、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、2024年3月期第1四半期連結累計期間において、繰延税金資産の一部を取崩すことといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額
当該事象の発生により、2024年3月期第1四半期連結累計期間の法人税等調整額を個別決算で1,567百万円、連結決算で1,537百万円計上いたしました。

以 上